

令和3年2月17日
茨城県政策企画部計画推進課
(担当：笹沼・飛田)
電話 029-301-2523

茨城県と茨城県生活協同組合連合会による包括連携協定を締結しました

茨城県（大井川和彦知事）、茨城県生活協同組合連合会（鶴長義二会長理事）は、本日、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、もって地域社会の活性化及び茨城県民の安心安全な暮らしの確保に資することを目的に、下記のとおり「包括連携協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

記

- 1 協定の名称 「茨城県と茨城県生活協同組合連合会との包括連携協定」
- 2 締結日 令和3年2月17日（水）
- 3 署名者 茨城県 知事 大井川 和彦
茨城県生活協同組合連合会 会長理事 鶴長 義二
- 4 連携事項（10項目）
 - （1）県産品の販売・普及促進に関する事
 - （2）県政情報の発信・観光振興に関する事
 - （3）地域の防災・災害対策に関する事
 - （4）地域の安心・安全な暮らしに関する事
 - （5）環境対策・リサイクルに関する事
 - （6）子育て支援に関する事
 - （7）高齢者支援・障害者支援・福祉の向上に関する事
 - （8）健康増進・食育に関する事
 - （9）教育・文化・スポーツの振興に関する事
 - （10）その他、県民サービスの向上及び地域活性化に関する事

5 協定締結式における大井川知事、鶴長会長理事あいさつ要旨

<大井川知事>

食育、環境問題、県産品の販売促進など、包括的に連携いただけるということで、大変有意義な協定が結べたと思っております。今後、食の安全や健康志向の高まりに対応した食生活の推進、食品ロスやリサイクルなどをはじめとした環境問題が非常にクローズアップされてくると思いますので、さまざまな分野での連携、ご協力をお願いできればと考えております。

<鶴長会長理事>

本協定に基づきながら、茨城県の発展、茨城県民の生活の安定等が図られることを願っております。広報活動や地産地消の取組、消費者教育の問題などについて、包括的に協定を結ぶことによって、県と一緒にできる取組を進めていきたいと思っております。県生活協同組合連合会には 16 の生協会員がおります。それぞれが連携しながら、この連携協定を前進できるように努力してまいります。

(写真)



(写真撮影のためマスクを外しております)